

■座談会

「大企業における 労働運動の可能性」に寄せて

木下 哲夫（法政大学）
 高橋祐吉（都留文科大学）

木下 昨九四年の一月におこなった「大企業にも労働運動の可能性はある」のシンポジウムは、豊富な経験報告と活発な討論がなされ、実りあるものだったと思います。しかし、討論のしっぱなしというのは少しもったいないと考へ、シンポジウムの内容を活字にするにあたって座談会を企画し、大企業の労働運動について日ごろから関心をもたれている後藤道夫さんに出席していただき、コメントいただきました高橋祐吉さんと司会だった私とで討議することにい

たしました。それでは、高橋さんから口火を切ってください。

●みんな労働組合の機能を何とかしたいと考えている

本があるんだということをあらためて痛感させられました。

二番目は、少数派の運動が生まれてくる根拠なのですが、労働者に対する差別的な待遇に反発し、あるいはそれを批判して、そうしたものを見正させていくこうという取り組みが大きなきっかけになつていて、しかも差別的な待遇をやめさせることができたときに、大きっている労働組合機能を担つていいという感じがしました。

それから三番目に感じたことは、これもいろんな方が強調されていましたが、企業を超えていた点なんですが、企業を超えることの重要性というようなこと

組んでいくことがたいへん重要なになっているような気がいたしました。

シンポジウムのなかでも指摘しましたが、日本の企業は、それこそ過労死を生み出すような人的資源管理というか、一生懸命働かせる仕組みをつくって、そしてまた労働者の人権を極小化する経営をやっているわけですが、しかし、それがどうして持続しているのかと考へてみると、それを成り立たせている一つの重要な柱に人事考課＝査定があるわけです。これは現時点では、ブラックボックスに入っていてオーブンにされています。この人事考課＝査定の方を改善させる、変えていくといふことが少数派にとっての重要な課題となってくるような気がいたしました。

です。

企業を超えることの中身は二重であって、一つは企業を超えて産業あるいは全国レベルのネットワークをつくっていくという道筋と、もう一つは日本の企業社会の在り様から考えて、市民社会との間に開かれた相互交流をつくっていくということ、この二つがあるのだろうと思います。

後者の市民社会に開かれたといふ点についても、発言のなかでは二つ出されていたように思いました。一つは労働委員会なり裁判所なりに訴えて問題を社会的に提起していくことであります。一つは市民運動となり、それからもう一つは市民運動と連帶してさまざまな課題に取り組んでいくこと、これら二つの方向性があたかと思います。そういうざまざまなルートで企業を超えていくことが、目指すべき方向として大きな課題になっているような気がいたしました。

シンポジウムでの報告を聞いて

いて、私たち研究者の方の研究も足りないことを痛感いたしました。研究者と実践家との相互交流を深めて、新しい可能性を切り開いていければ大変面白くなってしまうのではないかと、思ったわけです。

木下 後藤さんにはシンポジウムの内容を文章化したものをお送りしましたので、お読みになつた感想というところからまずお願ひします。

●大企業とその労使関係はよく知られていない

後藤 読ませていただきしていくつか感想をもちましたが、大きなところでは、大企業の行動と、中には日本社会の重要なところを決して大企業の労使関係を変えるのは最終局面であって、それが、どうも、大企業の労使関係を変えるにはどうすればいいか、その討論があまりにも弱いと思います。今回のシンポジウムで出されたような階層別や課題別の取り組みは、部分的ではあるが重要な手がかりにしていくと

いないということを痛感します。大企業の中で実際に何が行なわれているのかをもっととオープンにしなければ長期的にはたいへんまずいことになるのではないかと思います。

労働運動に内在したところで

は、大企業の労働運動ということの一括できるのではなく、課題別、階層別、組織的条件別に非常にたくさんの運動形態やネットワークはあり得るし、またそうしないとやっていけないのだということがよく分かりました。この間のリストラに対しても中高年労働者に對して、「希望の会」は激しく抵抗する拠点になつてゐるようですが、多くの製造業で、左派のグループがあるところでも文句を聞いてもらひにきたり、グチをこぼしたりして、抗の拠点にならぬという状況にあつたと聞いいます。企業グループの様態や、あるいは国内型の企業が多国

していかならないと対応できないのではないかと感じました。

木下 それでは、シンポジウムの内容をふまえながら、大企業の労働運動について自由に討論していきたいと思います。

●「階層」との運動を」ということについて

高橋 たしかに後藤さんも言われたように「大企業における労働運動」と一括して議論するには有効ではないですね。職場でがんばって大企業の労働運動を転換させ、階級関係を変えていくことが重要だという議論をみかけます

木下 たしかに後藤さんも言われたように「大企業における労働運動」と一括して議論するには有効ではないですね。職場でがんばって大企業の労働運動を転換させ、階級関係を変えていくことが重要だという議論をみかけますが、どうも、大企業の労使関係を変えるのは最終局面であつて、その局面に到達するにはどうすればいいか、その討論があまりにも弱いと思います。今回のシンポジウムで出されたような階層別や課題別の取り組みは、部分的ではあるが重要な手がかりにしていくと

いう感じがしました。

また階層別や課題別のたたかいというのは、今までの「職場で頑張る」ということだけの運動と違つて、小さくても社会的にアピールして、外に訴えかけているところが興味深かったです。たしかに企業内の労使関係は密室化されているけれども、運動の中身を社会的に明らかにしてやっている、そういう事例がありましたね。

木下 階層ということについてですが、現在の労働運動の状況を

はそれほど多数ではない。リストの対象になっている中高年労働者や差別されている女性労働者、下請労働者、独自の要求をもつている技術者・研究者などを全部一括して大企業労働者と議論することはできなくなっています。問題は個別的に具体化されなければならぬのでしょうね。

後藤 「希望の会」や「商社に働く女性の会」はそれぞれ典型的で、大企業から突破するという大企業中核論のようなニュアンスは正しくない。そういう状況にはない。だけど、個々の大企業そのものを丸ごと変えていくことは困難だとしても、大企業に働く人たちを階層ごとにばらしていくならば、そのではないだろうか。シンポジウムをつうじてそのことは実感しました。

木下 組織のレベルもいろいろ

ありますね。それぞれバリエーションがあつてシンポジウムでの報告の順番も、要求実現組織からだんだんと産業レベルでかつ労働組合の色彩の強いところ、そして最後は少數派の労働組合となるようにお願いしました。

高橋 「周辺」に対する評価が

低すぎるのかもしれませんね。

木下 階層は日本の労使関係の有無・強弱によって区分されると考へているのですが、それと同じ物差しで、大企業の中の労働者を見てみると、大企業の中もまた、「周辺」部分と「中枢」部分とに分かれることになります。

● 中高年労働者をめぐって

高橋 企業としては雇用不安を

はそれほど多數ではない。リスト

したことですね。

木下 組織づくりにしても階層

を視点に入れるに違つてゐると思

います。これまでの運動は、本工

場を中心とした運動にやはり

傾斜していたといえますが、正社員の中に階層区分があると同時に

非正社員の膨大な層もまた大企業

に組み込まれているわけで、その

ような非正社員に着目しない運動

は、労働運動としてはいかがなものか、という気がします。

木下 甲賀さんの銀座労がつく

ったビルをみたら、ある都市銀行

の事例ですけど、五八歳男性の年収が四七五万円、二七歳男性の年

収が四五五万円、勤続三二年の女性の年収が四四八万円、この三者

がだいたい四百数十万円でだいたい同じぐらいである。考えさせられますが、五五歳になると賃金が

半分になり、年功賃金カーブがガクッと下がってしまうのです。

高橋 企業としては雇用不安を

あおつておいて、一応は雇用が保

高橋 年功賃金や終身雇用慣行に深く抱負された労働者は実際に

ような組織がやりやすいのかを選択し、組織づくりをすればいいと

ているのでしょうか。

●ブルーカラーを考える

後藤 大企業でも製造業のブルーカラーはそれほど賃金をもらつていいでしょ。

木下 住友金属の北川清子さんから聞いた話ですが、九四年一月に会社から提案された「新従業員諸制度」では、本社採用の「総合グループ」と各事業所採用の「基幹グループ」に区分けされ、これまで同じ事務技術職だった男性ホワイトカラーと女性ホワイトカラーとが、この二つにグループ分けされ、そして今度は、現場労働者の男性が女性ホワイトカラーと同じ「基幹グループ」に入れられたということです。この処遇の変更に対して、鉄鋼労働の男性からすれば、「なんで女と同じなんだ」という不満があるそうです。

六〇年代にはブルーカラーも青天井の昇進が可能だという言い方がありましたけれども、明らかに

大企業におけるブルーカラーの比重が低下していると考えられます。ブルーカラーが中心に座らしい生産システムになってきているのでしょう。

後藤 ブルーカラーといつて

も、どういう仕事をやっているのかが、問題ですね。日立の例ですけど、ブルーカラーでもかなり緩やかな監視労働が多く、びたと張り付いていなければならぬ監視労働は下請がやっているという事業所もあります。大企業の本工場がどんどん監視労働になってしまいます。どうも伝統的なブルーカラーライドが解体しているのかもしれませんね。

アメリカの議論にも、多国籍の

時代になった場合の中核的なワーカー、シンボリック・アナリストと呼んだ人がいますが、この部分だけは豊かになれるという分析があります。たしかに多国籍企業が

自由に動ける世界を想定した場合にはそうなる気がします。技術的

家族関係の現代的変容と 『社会のなかの民主主義』を考える

□渡辺洋三著

日本社会と家族

戦後民法（家族法）の成立から現在にいたる家族と社会の半世紀を振り返り、いま問われている家族法改革の内容と課題について考察。

四六判上製・二五〇〇円（本体二四二七円）

渡辺洋三民主主義選集①～③

『既刊・好評発売中』

戦後日本の民主主義

二五〇〇円（本体二四二七円）

日米安保体制と日本国憲法

二五〇〇円（本体二四二七円）

人権と市民的自由

二五〇〇円（本体二四二七円）

労働旬報社

東京都文京区自白台2-14-13 電話 03 (3943) 9911 FAX 03 (3943) 8336

に変化したから、旧来のブルーカラー層が変貌しているというレベルだけではなく、もう一段違った次元、つまり、多国籍企業との関連でブルーカラーの位置が変動しているのではないかと思います。

シンボリック・アナリストとい

うのは高度な知的操作を必要とする労働者で、その処遇は上がるけれども、そうでない者はぐんと下がってしまう。

同時に、多国籍化していく産業もあります。たとえば、日本の造船業は、いまのところ多国籍化しにくいようですが、そうしたところでは国内の本工場をぎりぎり搾り上げていくことになるのかもしれません。

木下 たしかにそれが「希望の

会」の強さと可能性なのかもしれませんね。全造船機械三菱重工長崎造船支部の少数派組合も一定の存在基盤をもっていますね。大企業といつても産業ごとの分析をしなければなりませんね。

●女性労働者とその運動について

高橋 女性の場合には、少数の人たちで運動を始めてもけっこう社会的な波紋、広がりをもちますね。注目を集めるのはどうしてでしょうね。

木下 まず、ともかく『正義』

ということでしょう。内心はともかく、女性を差別してよいだとか、賃金が半分でもかまわないとか、今や公然とは言えない正義の旗があることはたしかです。さら

に国際的な動向や世論の支持でし

ょうね。

後藤 七〇年代初期から八〇年

代に入つてまで、長期的には女性問題を含めて社会は進歩するので

はと感じていた。しかし均等法になつても何にも変わらない、女性はたたかう以外にない、と思ってきたのではないでしようか。

木下 たしかにそれが「希望の

会」の強さと可能性なのかもしれませんね。

木下 その点ではME化の影響

が大きいと思います。端末のキー

をたたくということは、その社の

情報をすべて知ることに等しいわ

けで、財務の仕事でも膨大な情報

して、女性の方は上がってきたということもありますね。

木下 その点ではME化の影響

が大きいと思います。端末のキー

をたたくということは、その社の

情報をすべて知ることに等しいわ

けで、財務の仕事でも膨大な情報

処理と分析をやっていますし、當

業の後方での支援的な仕事にして

も、女性は情報を豊富に把握して

います。それが彼女らの仕事の上

での自信につながっている気がし

ます。

高橋 あと一つ感じたことは、

労働組合がダメならばそこに頼ら

ない、理不尽だと思ったら社会的に提起する、こういう姿勢は学ぶべきだと思います。

木下 そもそも彼女らは「労働

組合=男」という思いできたので

あって、頼れなければいっそう

分たちだけでやりましょう、とい

うことになったのだと思います。

木下 たしかにそれが「希望の

会」の強さと可能性なのかもしれませんね。

うか。働きつづけている産業の婦人部、たとえば教員などのところの活動の蓄積はすごいですね。教員では、民間企業に比べてはるかに平等であって、産前産後の保護や授乳の時間の確保などは手厚い。ただ、現在要請されている水準からみると、少々、活動が限定されている。

木下 たしかに昇格差別反対の運動もありますが、全体として母性保護の運動に偏ってきたのでは

ないか。それは日本の労働運動が官公労に偏重してきたことの反映

だと思います。女性差別の厳しい民間のところではそうはいかない。「賃金・雇用システムの転換

と女性差別」という座談会(『女

性労働問題研究』二八号、九五年六月)に参加して聞いたのです

が、民放で働く若い女性のあいだ

では、婦人部についても「母性保

護ばかり言って、乳くさくて嫌

だ」という声があるそうです。自

分は男と対等にやれますといつ自

の関連で言うと、ブルーカラーのウエイトが低くなってくるのに對

負のあらわれなのでしょうけれども。

国際的にも母性保護だけでなく、差別と真っ向からたたかい「結果の平等」と「性別役割分業の廃止」を求める運動に水準が上がってきてから、男女の格差が極端に大きいこの日本で、差別は正面に掲げる女性運動が登場するのは当然だと思います。

後藤 しかし、情けないと思うのは、現代フェミニズムの思想潮流がこういう問題についてみると、成果をほとんど生み出さなかつたということです。結局、今、差別撤廃で頑張っているのは、長い目で見れば、労働組合の婦人部で活動してきた人です。この系列の人たちが差別に取り組みだしたことであって、七〇年代以降、元気に登場してきたフェミニズムの人たちではないですね。

木下 たしかにそうですが、ただ、九五年六月に開かれた「変えよう均等法!」という集会には、

上野千鶴子さんの記念講演と現場の報告がなされ、四三〇人が参加し、会場は満員でした。ひいき目で、フェミニズムと女性労働運動とが合流するだろうという予感をもちました。

後藤 欧米の場合には、フェミニズムが社会的な圧力になっていて、女性の労働の場への進出を支えているのに、日本の場合にはわずかしかりませんね。結局、日本における市民運動が弱すぎるところなのでしょうが、いずれにしても合流していけば良いことです。なぜか大学の講義で学生が一番聴いてくれるのは、日本の企業社会が何故、女性を差別する構造にあるのかということです。若い人たちのフェミニズム的な感覚と、働きつづけて差別とたたかっている人たちとが共鳴し合つたらすごいですね。

●企業の中の市民的な権利と反大企業の市民運動

高橋 市民としての労働者というテーマについて、少し考えているのですが、日本の場合は企業に入ると市民的な権利をあきらめざるをえない。それを女性の差別の

うぶつそうな組織ができたそうです（越堂静子「ジェンダー・ニュートラルな職務評価を求めて」「女性労働問題研究」二八号）。裁判や提訴をする女性のネットワークだと思いますが、「従来型ではなく、誰でも楽しくやれる裁判へ」が合言葉になっているそうです。そして、裁判資金の基金をつくりサポートするネットワークもつくられつつあるそうです。そうなると、目に見える形で女性労働運動が姿をあらわすことになり、それが最前線をきり、それに励まされて中高年層やパートタイマーなどの運動も発展していくことになると思います。

後藤 ただ、市民的なものというのは移動できなければなりませんよね。つまり、亡命の権利のない市民権というのは実は中途半端なのです。企業のなかにいて市民的な権利を主張するのは並大抵ではない。結局、市民的な行動を保障する社会的なパワーというのではなく、また企業を超えた労働組合運動という話になってしまいますね。

高橋 企業を超えてなおかつその企業にこだわる、ということができるれば良いのですがね。

後藤 市民としての労働者という場合、企業の中だけでは育たない気がします。労働力を市民的に取引するわけで、取引の場数を踏んで、状況をよく知っている人た

ちが出てこなければならないでしょう。五時までの契約で、それ以後は二次的な契約だということを知つて行動できる市民は、企業の中だけではなく、企業を動き回つていなければつくられないと思います。

これから流動的な労働者が出てくれば場数を踏むわけで、そうすると、ここまで仕事の義務でこの先は自分の権利でということの区分がだんだんつくようになると想います。

木下 ただ企業のなかの強い市民を支えるような市民運動はできると思います。その点では全通産の方が言つていたことは実に大切な指摘ですね。個別企業だけで不買運動を提起するのは難しいとしても、多くの企業リストをつくり、それを消費者に問うといふことはできると思います。

高橋 どうも『資本』という視点でばかり議論していて、『企業』という視点で議論しないから、企

業をマルバツつけて評価するという発想にならないのではないでしょか。企業のすべてが悪いという発想では企業を変革していくことにはならないですね。

後藤 市民運動と労働運動とが結びつくことが必要だと思います。いまでも日本で多国籍企業のマルバツ表をつくっているのは市民運動ですから、全通産が市民運動に呼びかけてやっていくと良いですね。アメリカだとマルチナンヨナル・モニターという環境団体があつて、多国籍企業の星取り表を毎年つくっています。

高橋 生協運動もそのような広がりをもつてやっていければ良いですがね。

●日経連の「日本の経営」改編提案と大企業労働運動

木下 ところで、日経連の報告書は、現にこれまですすめてきた年功賃金・終身雇用制の再編をいつらやれ」という氣構えで結成した

業をマルバツつけて評価するという発想にならないのではないでしょか。企業のすべてが悪いといふ発想では企業を変革していくことにはならないですね。

大企業の中でも要求を実現する幅の広い組織をつくるのは、いつでもできるわけではない。企業の攻撃は同じではなく、人員削減や配転や労災、過労死などあらわれ方に波があり、その波をきっちりとらえることができるかどうか、それにかかっている、つまり踏み切り方が重要だということでした。その視点から日経連の報告を見るに、それを踏み切る上で大切な波が各企業でつづきにつくるということでしょう。

後藤 「希望の会」の人たちは旗を掲げたときに解雇されるかもしない、守ってくれるところはあるのだろうか、と考えたのでしょが、そこいらはどうですか。

木下 聞いたところによりますと、弁護士七人と労働問題専門家二人で顧問団を設置して「やるならやれ」という気構えで結成した

を含めてドラスチックな変化が予想されます。「希望の会」に聞き取りについて興味深かったのは、先達たちの言葉を紹介したいと思います。大企業の労働組合を内部から変革するには「百年河清を待つがごとし」といった小川善作さんの言葉、活動家集団は小さいながらも常に産業レベルの視点に立って「梅檀は双葉より芳し」の志で活動しなければならないと言っていた亡くなつた石垣辰夫さんの言葉を思い出します。石垣さんは、産業別の指向をもつて事業所から企業、企業から産業、そしてインターナショナルへと視野を広げなければならぬと強調されていました。

後藤 事業所、企業、産業といふ関連について小川さんが、事業所規模の運動を超えて企業レベルになることがじつは大変なこと

そうです。その決意は大きいと思ひます。

●企業を超えることについて

木下 そろそろ時間がですが、最後に、大企業の運動を考えてきた先達たちの言葉を紹介したいと思います。

大企業の労働組合を内部から変革するには「百年河清を待つがごとし」といった小川善作さんの言葉、活動家集団は小さいながらも常に産業レベルの視点に立つて「梅檀は双葉より芳し」の志で活動しなければならないと言つていた亡くなつた石垣辰夫さんの言葉を思い出します。石垣さんは、産業別の指向をもつて事業所

で、それができるためには産業レベルの視野がなければならないという逆説をおっしゃっています。日立などの巨大企業をみると、電機産業や大金属というものの見方が先にあってそれで活動しないと、企業別すら難しいということがありますね。

木下 たしかに、企業が媒介環にならないのかもしれませんね。企業を超えることは、高橋さんが言つたように市民的な権利を媒介にしながら市民運動に支えられつつ超えていくことや、事業所から産業レベルの視野に立つて企業を超えていくこと、あるいは「商社に働く女性の会」のように女性といふ階層から企業を超えていく道筋、また石垣さんが電機労連で取り組んでいたような企業を超えた技術者の結集、さらにパートや派遣、外国人労働者などの非正社員を企業を超えて結集するやり方など、いろいろなルートが考えられると思います。

高橋 先ほどから話されているように、階層や課題に固執することによって企業を超えることが重要だと思います。あまりタルな運動を展望しすぎて個別の運動を過小評価するのはまずいでしょう。

木下 終わりますが、二一世紀につながる糸口を見出すために、今後とも研究者の立場から検討し、運動家とも討論していきたいと思います。

〔本座談会は、一九九五年八月一日に行なったものです。〕

◆会社改善に最適!! ROJUNのビジネス・ブック

就業規則で会社が変わる

◎社員にわかりやすい規定のつくり方

◆小さい会社にぴったりの条文モデル。

規定作成の手引き

社会保険労務士(株第一経理)
石田 仁 著

読みやすい・理解しやすい・必要な「」はきちんと入つてある。就業規則・給与規程・退職金規程・パートタイマーの労働条件の決め方一冊で完全ガイド。

第一部 小さい会社と就業規則

- 1章 なぜ就業規則が必要か
- 2章 生きて使える就業規則を

第二部 社員にわかりやすい規程をつくる

- 1章 就業規則(本則)の考え方・つくり方
- 2章 給与・手当・賞与規程の考え方・つくり方
- 3章 退職金・福利厚生規程の考え方・つくり方
- 4章 パートタイマーの労働条件の決め方

定価一五〇〇円(税込)
四六判・二四〇ページ